

会社法第791条第1項第1号及び
第801条第3項第2号に定める事後備置書類

2024年9月13日
株式会社ベイカレント
株式会社ベイカレント・コンサルティング

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める事後備置書類

2024年9月13日

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社ベイカレント
代表取締役社長 阿部 義之

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表取締役社長 則武 譲二

株式会社ベイカレント（2024年9月1日付で「株式会社ベイカレント・コンサルティング」から商号変更。以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社ベイカレント・コンサルティング（2024年9月1日付で「株式会社ベイカレント分割準備会社A」から商号変更。以下、「承継会社」といいます。）は、2024年4月17日付で締結した吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、分割会社が営むコンサルティング事業（以下、「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年9月1日

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 吸収分割の差止請求手続

会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

分割会社は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2024年8月9日に株主に対し電子公告を行いましたが、同条第1項による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施していません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 吸収分割の差止請求手続

承継会社の株主は分割会社1社のみのため、会社法第796条の2の規定に基づき、承継会社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

承継会社の株主は分割会社1社のみのため、会社法第797条第1項の規定に基づく、承継会社株主による株式の買取請求はありません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年7月23日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により、承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）
承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2024年9月1日をもって、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。
5. 吸収分割にかかる変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）
2024年9月2日
6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
該当事項はありません。

以 上